毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

ダイユーエイト保原店

福島県伊達市保原町上保原字正地内二二番地

石山

雅人 博英

### 目 次

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ た件 示

○福島県資源管理方針を変更した件 ○計量器の定期検査を実施する件

○特定水産資源について数量を定めた件

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件|

○保安林の指定施業要件を変更する予定である件 伴

○車両制限令の規定により国際コンテナ車の通行に係る道路を指定し、

及び通行方法を定める件

島

公

告

○一般競争入札を行う件

○一般競争入札を行う件 福島県警察本部

弖

云

芜

### 告 示

# 福島県告示第四百九十五号

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年七月二大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規 北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置 日から同年十一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 いて縦覧に供する。 福島県県

令和三年七月二日

大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

三 変更した事項 変更した年月日 届出年月日 令和三年六月一日 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更後) 代表取締役 (変更前) 代表取締役

四

# 福島県告示第四百九十六号

Ŧī.

届出をした者

令和三年六月<sup>1</sup>

<u>+</u> 日

エムエル・エステート株式会社

(商業まちづくり課)

検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十 号 第十九条第一 項の規定により、 特定計量器の定期

令和三年七月二日

**芜** 兲 兲 丟 丟 丟

計量法第二十一条第二項の規定により、 知事が指定した場所で実施する検査福島県知事 内 堀 雅 福島県知事 雄

同郡	同郡	同郡	石 川 郡 平	検査
郡玉川村	郡浅川町	郡古殿町	平田村	検査区域
		り し う 金 フ て す そ	ジ。)、分同及が55.5 一号又は第二号に掲げ 一号又は第二号に掲げ 第三二九号)第五条第 施行令(平成五年政令	対象となる特定計量器
午前九時三○分から八月五日	午後四時まで午後二時から八月四日	午前一一時三○分ま午前九時三○分から	午後四時まで午後四時まで午後一時から	検査の期日及び時間
玉川村役場	設川共同福祉施	古殿町役場	館 平 田 村	検査
役場	同福祉	· 役 場	館平田村中央公民	場
	施		民	所

	午後三時まで午後一時から		
	で育一一時三(分割		
	午前一一寺三)子は一年前九時から		
	を除く。)		
	日、土曜日及び日曜日	もの	
所	日まで(火曜日、木曜	の検査を受けなかった	村
福島県計量検定	八月一〇日から九月八	右の特定計量器で、右	右に掲げる町
	午前一二時まで		
	午前九時三○分から		
	八月六日		
	午後四時まで		
施設	午後二時から		
石川町共同福祉	八月五日		同 郡石川町
	午前一二時まで		

定する検査場所で実施する検査 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項に規

玉川村 同郡浅川町及び同郡 平田村、同郡古殿町、 平田村、同郡古殿町、 同郡	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもり	対象となる特定計量器
日及び祝日を除く。)○日まで(土曜日、日曜一○月一日から一二月二	検査の期日

福

(計量検定所)

# 福島県告示第四百九十七号

源管理方針を令和三年七月一日変更した。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第九項の規定により、 福島県資

務所に備え置いて縦覧に供する。 この方針に係る関係書類は、福島県農林水産部生産流通総室水産課及び福島県水産事

令和三年七月二日

福島県知事 内 水 堀 産 雅 課雄

# 福島県告示第四百九十八号

うに定めたので、次のとおり公表する。 びごまさば太平洋系群に関する令和三管理年度における数量を令和三年七月一日次のよ 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、

令和三年七月二日

における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量 令和三管理年度(令和三年七月一日から令和四年六月三十日までの期間をいう。

都道府県別漁獲可能量について、 本県に定められた数量

現行水準

知事管理区分に配分する数量

福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に全量を配分する。

# 福島県告示第四百九十九号

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

令和三年七月二日

福島県知事

内

堀

雅

雄

保安林として指定された目的 解除予定保安林の所在場所 いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

水源の涵養

 $\equiv$ 指定理由の消滅 解除の理由

いわき市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び

森林保全課

### 福島県告示第五百号

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

令和三年七月二日

解除予定保安林の所在場所

福島県知事

内

堀

雅

雄

いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

水源の涵養保安林として指定された目的

まさば及

福島県知事 内 堀 雅

永 産

課

県

報

.わき市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び 指定理由の消滅解除の理由

## 福島県告示第五百一号

のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 令和三年七月二日 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二第一項の規定により、

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二、四九〇の一〇、四九〇の一一、四九〇の一六、四九〇の四二、五〇四から五一一三七五の二、三九三、三九五の二、四一四の一、四一四の三、四一四の四、四六一の 四の四、一五四の七、一五四の三三、一七五、一八二、一九一、字竹ノ作三七三の二、まで、一四六の二七、一四六の三〇、一五三の二、一五三の一二、一五四の三、一五三一七の九、三一九、三二一、字大岩入一一八の二、一四六の一四から一四六の一六 の一から一〇九二の四まで、一〇九三から一一〇三まで、字田中一の一、三一七の一、 の一四から八八二の二一まで、八八二の二九、一〇七七から一〇九一まで、一〇九二 本宮市白岩字塩ノ崎三、八八二の七、八八二の一○から八八二の一二まで、八八二

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

- 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、本宮市森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

全課及び本宮市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課

### 福島県告示第五百二号

コンテナの運搬用セミトレーラ連結車(以下「国際コンテナ車」という。)の通行によ車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第四項の規定により国際海上 る道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同

> 令第十条第二項の規定により定める国際コンテナ車の通行方法は、次のとおりである。 令和三年七月|

福島県知事 内 堀 雅

雄

指定する道路の路線名及び区間

(森林保全課

次

一般国	路
]道二八九号	線
九号	名
白河市立石一番一三地先まで西白河郡西郷村大字米字西原二七番一一地先から	区間

指定する期日

令和三年七月二 日

する場合は、次の方法によらなければならない。 通行方法 国際コンテナ車が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行

交差点における左折又は右折に当たっての誘導

が交わる場合における当該二以上の道路の交わる部分をいう。)を左折又は右折し第一欄の道路から第二欄に所在する交差点(十字路、丁字路その他二以上の道路 車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。 等」という。)との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際コンテナ車及び他 号)第二条第一項第十七号に規定するものをいう。)又は自転車 て第三欄の道路に入るときは、他の車両等(道路交通法(昭和三十五年法律第百五 ンテナ車及び他のト(以下「他の車両

村道椙山	一般国道	第
山嫁塚線	二八九号	_
		欄
相山嫁塚線四日河郡田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	相山嫁塚線の空西白河郡西郷	第
山嫁塚線の交差点一般国道二八九号白河郡西郷村大字	嫁塚線の交差点  般国道二八九号  河郡西郷村大字	二
 	父差点(右折)  八九号と村道  村大字米地内	欄
一般国	村道椙山嫁	第
般国道二八九号	山嫁塚線	三
		欄

### 2 橋等の通行方法

通行しなければならない 車両をいう。)又は他の国際コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して 過車両(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十七条の二第一項に規定する 通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道を除く。)を

課

公

### 公告第127号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年7月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 種子貯蔵庫ほか計3品目 一式
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和4年3月31日(木)
  - (4) 納入場所 福島県農業総合センター会津地域研究所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入 (修繕) 一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年7月26日

(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年7月26日(月)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電 話 024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において令和3年7月2日(金)から同月26日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同月22日及び同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3 に掲げる場所に同じ。 なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和3年7月9日(金)午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年7月9日(金)午後1時30分 福島県出納 局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年8月12日 (木)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日 (水)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 9 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Seed cooling box
  - (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 12 August 2021
  - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 11 August 2021
  - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

### 福島県警察本部公告第68号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける基幹系ネットワークシステム機器 (22拠点)の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年7月2日

福島県警察本部長 和 田 薫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量 基幹系ネットワークシステム機器 (22拠点) 一式 (搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、 機器保守、撤去等を含む。)
  - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 令和4年3月1日から令和9年2月28日まで(高速道路交通警察隊設置機器にあっては令和4年3月1日から令和7年11月30日まで)
  - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、 販売し、又は相当の期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与で きる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年7月28日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電 話 024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において、令和3年7月2日(金)から同月28日(水)まで(土曜日及び日曜日並びに同月22日及び同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
  - (1) 日時 令和3年8月20日(金)午前11時
  - (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年8月19日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 9 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products for lease: Basic network system equipment (for 22 bases) 1 set (including delivery, and installation, and installing, setting, adjustment, transition, formulation, and tests of the system, and maintenance, and removal, etc.)
  - (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 20 August 2021
  - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 19 August 2021

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

県

報

島

(会 計 課)